

4

認定こども園

園名	郵便番号	住所	電話番号
幼保連携型認定こども園 香久山幼稚園	470-0134	日進市香久山1-1701	052-803-2111
保育所型認定こども園 キッズツリーハウス 認定こども園竹の山	470-0136	日進市竹の山4-2720	0120-145-006
地方裁量型認定こども園 認定こども園 愛知国際プリスクール	470-0115	日進市折戸町梨子ノ木46	0561-56-6600

1 保育料の無償化

満3～5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象に保育料が無償になります。給食費、通園費、行事費、延長保育料等は無償化の対象となりません。

【対象施設】 認定こども園（教育利用）

【対象児】 1号認定（教育利用のみの方）

0～1歳児	利用対象ではありません	
2歳児	2歳児	無償※1
	満3歳児	
3～5歳児	無償	

※1：1号認定で利用できる満3歳児クラスは、すべての認定こども園が実施しているものではありません（いわゆる「プレ保育」とは異なります）。

【対象施設】 認定こども園（保育利用）

【対象児】 2号・3号認定（保育の必要性がある方）

3号	0～2歳児	住民税課税世帯	無償化の対象外
		住民税非課税世帯	無償
2号	満3※2～5歳児		

※2：2号認定のうち満3歳を迎えた2歳児クラスの子どもについては、住民税非課税世帯のみが無償化の対象となります。

2 預かり保育または認可外保育施設等の預かり保育の無償化の認定

1号認定（教育利用のみ）の方が認定こども園の預かり保育または認可外保育施設等の預かり保育の無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定（新2号認定、新3号認定）を受ける必要があります。

利用している認定こども園の預かり保育実施時間が平日8時間（教育時間を含む）または、年間（平日・長期休業中・休日の合計）200日以上実施していない場合、その代わりとして利用する認可外保育施設などの利用について、無償化の対象となります。

*施設等利用給付認定については、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、こども課までご確認ください。